意見書案　第９号

令和８年９月 30 日

大磯町議会議長　清　田　文　雄　様

提出者　大磯町議会議員　鈴　木　たまよ
賛成者　　〃　　二　宮　加寿子
　　〃　　庄　子　幸　太

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

大磯町議会会議規則第 13 条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曽有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民共通の悲願であり、大磯町民の心からの希求である。

大磯町議会は、昭和61年６月に「大磯町核兵器廃絶平和宣言に関する決議」を議決し、核兵器の廃絶と世界平和の実現に向けて努力するという決意を示してきた。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増している。

しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって国会及び政府は、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、非核三原則という国是を尊重し、堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月30日

衆議院議長　　森　　英　介　様
参議院議長　　関　口　昌　一　様
内閣総理大臣　高　市　早　苗　様
総務大臣　　藤　井　比早之　様
法務大臣　　山　下　貴　司　様
外務大臣　　茂　木　敏　充　様
防衛大臣　　小　泉　進次郎　様

神奈川県中郡大磯町議会議長　清　田　文　雄